

○宅地造成等規制法の一部を改正する法律案について答弁

【答弁のポイント】以下の質問に対し答弁

- 市村 浩一郎君(維新)
  - ・熱海市における土石流災害に関し、二〇〇七年五月に森林法に基づき災害を未然に防ぐことができなかつた理由及び林野庁が考える改善点
  - ・政治家としての決意

本日の会議に付した案件

- 政府参考人出頭要求に関する件
- 宅地造成等規制法の一部を改正する法律案(内閣提出第四五号)
- 特定土砂等の管理に関する法律案(足立康史君外二名提出、衆法第一八号)
- 土砂等の置場の確保に関する法律案(足立康史君外二名提出、衆法第一九号)

○中根委員長 これより会議を開きます。(略)

○中根委員長 これより各案及び修正案を一括して質疑を行います。(略)

○市村委員 日本維新の会、市村でございます。

三十分いただいております。質疑をさせていただきます。先週も私、三十分いただきまして、質疑をさせていただいた際に、実は、まず熱海の件ではありますけれども、熱海の件について、一番きつかけのところで、二〇〇七年五月でございませうけれども、

県が、静岡県が、A社に対し土地改変行為の中止、森林復旧を文書指導している、森林法に基づいてということ、なぜここで防げなかつたかなということも議論をさせていただきまして、ちよつと消化不良ということもありますので、改めて、この森林法、廃棄物処理法との関係で少しお話をさせていただければと思っております。

もうこの場で何度もお話しされているように、とにかく二度と熱海で起こったようなことを起こさない、そのために何をすべきなのかということだと思っておりますし、また、これはもう起こるべくして起こった人災と私も思います。ですから、人災であれば、やはり、人が関わっているところでは止められなかったかな、法律を使つてもということですが、今後につなげていくためにも、あの二〇〇七年五月の段階で、もうちよつと、こういう法律だったらか、もつとこういう指導ができたらか、か、もつと、林野庁さんとして、いわゆる反省と、いいですか、もつとこうしておけばよかったなというのがあるとすれば、どんなことか、お答えいただければ幸いです。

います。

○宮崎大臣政務官 お答えをいたします。



昨年七月三日に発生をいたしました静岡熱海市における盛土の崩落では、死者・行方不明者二十八名など甚大な人的、物的被害が発生したところでございまして、委員お話がございましたように、我々も、このような惨事を二度と起こさないよう対策を講じていく必要があるというふうにご考えております。

この災害につきましては、現在、静岡県と熱海市におきまして、行政対応の検証作業を進めているというところでございまして、今後、最終取りまとめが行われるというふうにご伺っているとございします。

森林内での盛土等への対応につきましては、森林法では、森林の機能の確保を目的に、民有林内での一ヘクタールを超える開発行為を規制しているところでございませうけれども、各法律の目的の限界などによりまして、盛土等の規制が十分でない場合もあることから、危険な盛土を土地利用区分にかかわらず包括的に規制をすることを目的に、国土交通省と連携をいたしまして、本法案を提出したところでございませう。

農林水産省といたしましては、国土交通省を始めとする関係府省、地方公共団体等と緊密に連携を図りつつ、引き続き

盛土による災害の防止に取り組んでまいりたいと考えております。(略)

(略)

○市村委員 今日農林水産大臣政務官にもお越しいただいておりますが、やはり連携ということになりますと、省庁ももちろんやってくれると思つて、やはり政治家としての政務官、三役が、しっかりとやろうという思いを示していただきたいと思つたので、今日は、宮崎農林水産政務官、また、先ほども御答弁いただきましたけれども、副大臣から、政治家としての御決意をまた一言ずつついただきたいと思います。よろしくお願ひします。



○宮崎大臣政務官 先ほど御答弁、冒頭申し上げましたように、このような惨事を二度と起こしてはならないということは、政治家としても大切なことだと思つております。

この法案を契機に、先ほど齊藤大臣からもお話がございましたように、関係の府省それから地方公共団体とも連携をしていくということ、政治家としてもしっかりとリーダーシップを取っていきたいと思つております。

(以下略)